令和7年11月19日

第9回 労働安全衛生法に基づく一般 健康診断の検査項目等に関する検討会

参考資料

全体像

- ○医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査(健康診断)を実施。
- ○市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
- ○市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。(医療保険者や事業主は任意に実施)

児童生徒等

母子保健法

【対象者】1歳6か月児、3歳児

【実施主体】市町村 〈義務〉

※その他の乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨

学校保健安全法

【対象者】在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時の健康診断については小学校入学前の者 【実施主体】学校(幼稚園から大学まで) 〈義務〉

\ 39 歳

40 74 歳

75 歳

医療保険各法

(健康保険法、国民健康保険法等)

特定健診

被保険者・被扶養者

【対象者】被保険者・被扶養者 【実施主体】保険者〈努力義務〉

高齢者医療確保法

【対象者】加入者

【実施主体】保険者 <義務>

高齢者医療確保法

【対象者】 被保険者

【実施主体】後期高齢者医療広域連合

〈努力義務〉

労働安全衛生法

【対象者】常時使用する労働者※労働者にも受診義務あり

うち労働者

【実施主体】事業者 〈義務〉

※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断 を実施

※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者 については、事業者健診の受診を優先する。事業者 健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働 安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診 の結果として利用可能。

健康増進法

【対象者】住民

(生活保護受給者等を含む)

その他

【実施主体】市町村〈努力義務〉 【種類】

- · 歯周疾患検診
- · 骨粗鬆症検診
- ・肝炎ウイルス検診
- ・がん検診

(胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん) 検診、乳がん検診、大腸がん検診)

・高齢者医療確保法に基づく特定健診の 非対象者に対する健康診査・保健指導

※上記以外に、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診について、保険者や事業主が**任意で**実施や助成を行っている。